

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 新旧対照条文

○	水防法（昭和二十四年法律第九十三号）	1
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	8
○	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）	9
○	気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）	10
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）	11
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	13
○	景観法（平成十六年法律第百十号）	17
○	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）	21
○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	22

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 水防組織（第三条―第八条）</p> <p>第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）</p> <p>第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）</p> <p>第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）</p> <p>第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）</p> <p>第八章 罰則（第五十二条―第五十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>洪水、津波</u>又は高潮に際し、水災を警戒し、<u>防</u> <u>御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持する</u> <u>ことを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 水防組織（第三条―第八条）</p> <p>第三章 水防活動（第九条―第三十一条）</p> <p>第四章 指定水防管理団体の組織及び活動（第三十二条―第三十五条）</p> <p>第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）</p> <p>第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）</p> <p>第八章 罰則（第五十二条―第五十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、<u>防ぎよ</u> <u>し、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持すること</u> <u>を目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して</p>

告して行う発表をいう。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(都道府県の水防計画)

第七条 (略)

2 | 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 | 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

4・5 (略)

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険で

行う発表をいう。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(都道府県の水防計画)

第七条 (略)

(新設)

2 | 都道府県知事は、前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

3・4 (略)

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

あると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求め、これを一般に周知させなければならない。

2 (略)

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 浸水想定区域をその区域を含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域を含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(国の機関が行う洪水予報)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあるとき、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求め、これを一般に周知させなければならない。

2 (略)

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 浸水想定区域をその区域を含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域をその区域を含む市町村にあつては、同法第七条第三項に規定する

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

5 (略)

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 5 4 (略)

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

事項のうち洪水時において同法第二条に規定する土砂災害（河道閉塞による湛水^{たんすい}を発生原因とするものを除く。）を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

5 (略)

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 5 4 (略)

(立退きの指示)

第二十九条 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(特定緊急水防活動)

(新設)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2| 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3| 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 第七条第二項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

第三十四条・第三十五条

(削除)

(国の費用負担)

(新設)

(新設)

第四章 指定水防管理団体の組織及び活動

(水防計画)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

第三十三条・第三十四条

(水防訓練)

第三十五条 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う
特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(新設)

改 正 案	現 行
<p>（工作物への準用） 第八十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条（第一項及び第二十三項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文若しくは第十二条第一項、都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第 号）第七十三条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。</p>	<p>（工作物への準用） 第八十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条（第一項及び第二十三項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文若しくは第十二条第一項又は都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。</p>

○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）【第三条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一 十の二 （略）</p> <p>十の三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第 号）による津波防護施設</p> <p>十一 三十五 （略）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一 十の二 （略）</p> <p>十一 三十五 （略）</p>

○ 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）【第四条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、<u>気象、津波、高潮及び洪水</u>についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならぬ。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならぬ。</p> <p>2～5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（消防法の適用除外） 第百十五條の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 消防法第十七條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行った同法第十七條第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六條第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九條第十一項後段の規定による撤収（次条から第百十五條の二十四までにおいて単に「撤収」という。）を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しない。</p> <p>4（略）</p> <p>（津波防災地域づくりに関する法律の特例） 第百十五條の二十四 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第号）第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第二十五條の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第二十五條中「国又は地方公共団</p>	<p>（消防法の適用除外） 第百十五條の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 消防法第十七條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行った同法第十七條第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六條第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九條第十一項後段の規定による撤収（以下第百十五條の二十三までにおいて単に「撤収」という。）を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しない。</p> <p>4（略）</p> <p>（新設）</p>

体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ津波防護施設管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもって足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた津波防災地域づくりに関する法律第二十五条の通知を受けた津波防護施設管理者は、津波防護施設の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

改正案	現行
<p>（都市施設）</p> <p>第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。）</p> <p>十二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 密集市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設に係る都市施設、都市再生特別措置法第十九条の四の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法第五十一条第一項の規定により決定又は変更をする都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第十九条の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設、流通業務団地並びに一団地の津波防災拠点市街地形成施設について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>5・6（略）</p>	<p>（都市施設）</p> <p>第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 密集市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設に係る都市施設、都市再生特別措置法第十九条の四の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法第五十一条第一項の規定により決定又は変更をする都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第十九条の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設並びに流通業務団地について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>5・6（略）</p>

(都市計画基準)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第六号、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域(第十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。)、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に關し必要な基準は、前三項に定めるもののほか、別に法律で定める。

5・6 (略)

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一〜六 (略)

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基

(都市計画基準)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第六号、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域(第十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。)、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に關し必要な基準は、前三項に定めるもののほか、別に法律で定める。

5・6 (略)

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一〜六 (略)

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、当該土地に

準に適合していること。

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法第九条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

八〇十四（略）

二〇八（略）

（工事完了の検査）

第三十六条（略）

2（略）

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津

おける開発行為に関する工事の計画が、同法第九条の規定に適合していること。

八〇十四（略）

二〇八（略）

（工事完了の検査）

第三十六条（略）

2（略）

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第七十二条
第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。）
（内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条
第四項各号に掲げる行為を除く。）に係るものであり、かつ、当該
工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する
開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高
さが同法第五十三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区
域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

改正案	現行
<p>（景観計画） 第八条（略）</p> <p>2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの</p> <p>イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第 号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第百二十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であつて、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項</p> <p>ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であつて、良好な</p>	<p>（景観計画） 第八条（略）</p> <p>2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの</p> <p>イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第百二十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であつて、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項</p> <p>ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であつて、良好な</p>

景観の形成に必要なもの

(1) (3) (略)

(4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第

二十三条第一項の許可の基準

(5) (7) (略)

二・ホ (略)

3 (略)

(届出及び勧告等)

第十六条 (略)

2 (略)

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 (略)

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

六 (略)

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第五十一条の二 景観計画に第八条第二項第四号ハ(4)の許可の基準が

定められた景観重要公共施設である津波防災地域づくりに関する法

律による津波防護施設についての同法第二十二条第二項及び第二十

三条第二項の規定の適用については、同法第二十二条第二項中「及

ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法

第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ

(4)の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないも

のである」と、同法第二十三条第二項中「前条第二項」とあるのは

景観の形成に必要なもの

(1) (3) (略)

(新設)

(4) (6) (略)

二・ホ (略)

3 (略)

(届出及び勧告等)

第十六条 (略)

2 (略)

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 (略)

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ(1)から(6)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

六 (略)

「景観法第五十一条の二の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする。」とする。

(海岸法の特例等)

第五十二条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(5)の許可の基準(海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可に係るものに限る。)が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸(次項において「景観重要海岸」という。)については同法第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第七条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(5)の許可の基準(前項の許可に係るものに限る。)に適合しないものである」と、同法第八条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする。」とする。

2 景観計画に第八条第二項第四号ハ(5)の許可の基準(海岸法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。)が定められた景観重要海岸の一般公共海岸区域(同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域をいう。)内における同法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者(同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(5)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定によ

(海岸法の特例等)

第五十二条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(4)の許可の基準(海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可に係るものに限る。)が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸(次項において「景観重要海岸」という。)については同法第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第七条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(4)の許可の基準(前項の許可に係るものに限る。)に適合しないものである」と、同法第八条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする。」とする。

2 景観計画に第八条第二項第四号ハ(4)の許可の基準(海岸法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。)が定められた景観重要海岸の一般公共海岸区域(同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域をいう。)内における同法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者(同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(4)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定によ

る許可をしてはならない。

(港湾法の特例)

第五十三条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(6)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の三第九項」とあるのは「若しくは第三条の三第九項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(6)の許可の基準に適合しないものである」とする。

(漁港漁場整備法の特例)

第五十四条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(7)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(7)の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

る許可をしてはならない。

(港湾法の特例)

第五十三条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(5)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の三第九項」とあるのは「若しくは第三条の三第九項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(5)の許可の基準に適合しないものである」とする。

(漁港漁場整備法の特例)

第五十四条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(6)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(6)の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

改正案	現行
<p>第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百号）、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）、建設業法、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）、建設業法、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第七条第一項及び第四項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第三十三条第一項に規定する指定管理団体の水防計画</p> <p>二〇八（略）</p>	<p>第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第七条第一項及び第三項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第三十二条第一項に規定する指定管理団体の水防計画</p> <p>二〇八（略）</p>